

## 都電景観軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	<p>都電や都電通りに面した建築物は、隣接する建築物と壁面位置をそろえること等により、建築物の連続性と上空への開放的な景観軸を形成するよう配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>都電や都電通り及び交差点に隣接する位置では、オープンスペースを確保し景観軸に広がりや変化を与えるよう配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>適切に隣棟間隔を確保することで、街並みの連続性とバランスに配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 高さ・規模	
	<p>都電や都電通りに面する建築物はスカイラインに配慮し、著しく突出した建築物は避けること等により、見通しの良い整った景観の形成を図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>都電や都電通りの主要な眺望点（道路・駅・交差点など）からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(3) 形態・意匠・色彩	
	<p>都電や都電通りに面する建築物は、建築物全体のバランスや隣接する建築物等との連続性に配慮した形態とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>都電や都電通りに面する建築物の意匠は、都電や都電通りに背を向けない工夫をする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の色彩は、別表に定める色彩基準 に適合するとともに、都電や都電通り全体の調和及び連続性の確保を図る。</p> <p>記載欄</p>

<p>建築物の外装材は、都電や都電通りからの景観に配慮するとともに、地域で親しまれている素材・色がある場合は、その活用に努める。</p> <p>記載欄</p>
<p>外壁は部材や色彩・素材などにより面を分割するなど、圧迫感を感じさせないように工夫する。</p> <p>記載欄</p>

(4) 屋根・屋上

<p>屋根、屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど都電や都電通りからの見え方に配慮した配置や形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>バルコニーや設備などは、建築物本体との調和に配慮した配置や形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>緑の創出に配慮し、低中層部における屋上緑化・壁面緑化を検討する。</p> <p>記載欄</p>

(5) 公開空地・外構・緑化等

<p>敷地内や都電及び都電通りに向けた面はできる限り緑化を図り、緑の連続性に配慮する。また、都電沿線のシンボルでもあるバラの花や季節を感じる花を植えるなど、潤いのある空間を創出するよう工夫する。</p> <p>記載欄</p>
<p>緑化に当たっては、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>記載欄</p>
<p>地域の既存樹木や周辺環境などに配慮した樹種を選定する。</p> <p>記載欄</p>
<p>隣接する緑やオープンスペースとの連続性に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う。</p> <p>記載欄</p>

<p>外構計画は、敷地内のデザインのみをとらえるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みとの調和及び連続性を図った色調や素材とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>舗装については、街並みや隣接する敷地、都電や都電通りなどとの調和に配慮した色調や素材とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>ベンチや照明灯などの施設は、周囲との統一性や連続性に配慮した形態・意匠とする。また、照明の色についても周囲との連続性などに配慮する。</p> <p>記載欄</p>
<p>施設内に設ける設備類は、都電や都電通りからの見え方に配慮した配置や形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>サイン計画については、建築物と周辺環境に配慮し、美観風致が向上するよう配慮する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--